

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て滋賀県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事総数の3分の2以上の議決を得て、滋賀県知事の認可を受けなければならない。

2 次の各号の一に係る寄附行為の変更については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事総数の3分の2以上の議決を得て、滋賀県知事に届け出なければならない。

- (1) 設置廃止を伴わない幼稚園の名称変更
- (2) 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更
- (3) 公告の方法の変更

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、準学校法人日本ラチーノ学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、平成24年1月1日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	中川 美子
理事	ムラ カイオ マルコス カミ
理事	中川 宜一
理事	笠井 康平
理事	吉川 國一
理事	
監事	渡辺 郁太郎
監事	新家 正信

3 第24条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「卒業した者の父母」と読み替える。

4 改正後の寄附行為第2条は、平成27年1月1日から施行する。

5 改正後の寄附行為第7条第3項および第38条は平成28年1月1日から施行する。